

「令和5年度 神戸医療産業都市スタートアップ育成・支援業務」
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 目的

神戸医療産業都市は、構想開始から24年が経過し、360を超える医療関連企業・団体が集積する、日本最大級のバイオメディカルクラスターに成長している。

一方で、ボストンやサンディエゴなど世界有数のライフサイエンス系クラスターの潮流を見ると、大学や研究機関を中心に、多様な研究開発シーズを有するスタートアップ企業が集積し、オープンイノベーションに積極的に取り組む大手製薬企業との共同開発やM&A、ライセンスアウトを通じて、革新的なイノベーションが創出されるエコシステムが構築されている。

本業務は、神戸医療産業都市において、これまで蓄積された人脈やノウハウ、研究開発インフラ等の基盤を最大限に活用し、ライフサイエンス分野におけるスタートアップの発掘と育成、支援を図るためのアクセラレーションプログラムを提供することにより、クラスターの持続的発展と国際競争力の強化、さらには雇用の創出と神戸経済の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託料

上限 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約日から令和6年3月31日（日）

2 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解・賛同し、これを推進しようとする意欲があり、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (2) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する団体でないこと。
- (9) 納期が到来している所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

3 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年2月20日(月) |
| (2) 参加申請及び質問受付期限 | 令和5年2月27日(月) |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年3月13日(月) |
| (4) 選定結果通知 | 令和5年3月下旬 |
| (5) 契約締結・事業開始 | 令和5年4月1日(土) |
| (6) 事業完了 | 令和6年3月31日(日) |

4 参加申請手続き

- (1) 提出期限
令和5年2月27日(月) 必着
- (2) 提出資料
 - ① 参加申込書(様式1号)
 - ② 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2号)
- (3) 提出方法
下記「10 提出先、問い合わせ先」に電子メールで提出すること。

5 質問の受付

- (1) 受付期限
令和5年2月27日(月) 必着
- (2) 提出方法
別紙「質問票(様式3号)」に記載し、下記「10 提出先、問い合わせ先」に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法
参加申請者全員に対し、随時電子メールにより質問事項及び回答を送付する。なお、質問者名は公表しない。

6 企画提案書等の提出

- (1) 受付期限
令和5年3月13日(月) 必着
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案書 2部
提案書には以下の内容について盛り込むこと。
 - ・本業務に対する基本的な考え方、方針
 - ・本業務の実施内容、スケジュール、手法等
 - ・提案のアピールポイント
 - ・神戸医療産業都市の強みとその活かし方
 - ・達成目標(KGI/KPI)
 - ・事業実施体制(本プログラムに関わる人員の役割を明確化し、体制図を記載すること)
 - ・収支計画
 - ・類似業務の実績
 - ② 会社概要 1部
 - ③ 見積書 1部

(3) 提出方法

下記「10 提出先、問い合わせ先」まで郵送もしくは持参すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づいて、選定委員会による審査により選定する。

選定にあたっては、以下の点について評価を行う。

- ① 受託者としての適性・同種事業の実績 (20 点)
- ② 神戸市及び公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という）が実施する施策、地元経済への貢献 (20 点)
- ③ 提案内容の優位性、独創性 (20 点)
- ④ 工程・スケジュールの妥当性、提案内容の実現可能性 (20 点)
- ⑤ 事業費 (10 点)
- ⑥ 地元企業への加算 (10 点)

(2) 選定結果の通知

令和5年3月下旬に選定結果を通知するとともに、ホームページで委託予定事業者を公表する。

8 契約に関する事項

- (1) 選定委員会において選定された提案者は、機構との間で委託契約を締結する。
- (2) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、提案者と機構、神戸市との協議により決定する。協議が整わない場合は、選定委員会の評価点において次点の評価を受けた提案者に変更する場合がある。
- (3) 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

9 特記事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、その他プロポーザルに参加する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出後の修正、変更は、一切受け付けない。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとするが、発注者が事業者の選定、報道機関への資料提供等で必要と認める場合は、提出書類の複製、公表をできるものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 審査に関する問い合わせについては、一切受け付けない。
- (6) 本件に係る当機構令和5年度予算が成立しない場合は、本公募に基づく契約を締結しないことがある。

10 提出先、問い合わせ先

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 クラスター推進センター
神戸市中央区港島南町1丁目5番地2号 神戸キメックセンタービル7F
電話：078-306-0719 E-mail: start-up@fbri.org

「令和5年度 神戸医療産業都市スタートアップ育成・支援業務」
仕 様 書

1 件 名

神戸医療産業都市 スタートアップ育成・支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）

3 業務内容

全国から有望な研究開発シーズを発掘し神戸医療産業都市におけるスタートアップの育成・支援を図るとともに、クリエイティブラボ神戸（CLIK）など、スタートアップの神戸医療産業都市への進出、事業展開を促進するため、下記の業務を行う。

なお、本事業の対象となる分野は、医薬品、医療機器、再生医療等製品のほか、介護・リハビリテーションやデジタルヘルスなど、幅広く医療・ヘルスケアに関する事業を含むものとする。

(1) アクセラレーションプログラムの企画・運営

有望な研究開発シーズを有する神戸医療産業都市内外の大学や研究機関、スタートアップ企業等を対象としたアクセラレーションプログラム（以下「本プログラム」という。）の企画、運営を行う。神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）及び神戸市と協議の上、下記の業務を実施するものとし、本プログラムの実施期間内において、研究開発シーズの社会実装に向けた資金調達や事業会社等とのネットワーキングを目的とするデモデイを1回開催する。

① 実施計画の策定

② エントリーチームの募集、登録

③ デモデイ実施に関する以下の業務

- 運営計画、マニュアル、シナリオの作成
- 会場との調整、使用機材・備品、司会者等の手配
- 制作物（各種看板・案内表示、フライヤー）
- エントリーチームとの連絡調整
- 審査員の選定及び審査員との連絡調整
- ファイナリストの選定
- デモデイ運営総括（参加者受付・誘導、進行管理、機材操作、審査員・関係者接遇、記録写真撮影、その他デモデイの実施に関する業務）
- 設営・撤収

④ 本プログラムに関する広報活動

(2) エントリーチームの発掘

神戸医療産業都市内外の大学や研究機関、スタートアップ企業等から、本プログラムのエントリーチームを広く全国から発掘する。エントリーチームの発掘に際しては、エントリーが想定されるスタートアップ企業、研究者等をリストアップし、機構及び神戸市と連携を図り、昨年度と同等もしくはそれ以上のエントリーチームの確保に努める。

(3) エントリーチームの支援

本プログラムのエントリーチームの内、主にファイナリストに対して、デモデイに向けたアドバイス及びデモデイ終了後のフォローアップ等の支援を行う。

- (4) 進捗報告
本業務の進捗状況及び課題等について、定期的に報告・協議を行うこと。
- (5) その他、本事業の目的に資する業務内容があれば提案し、機構及び神戸市と協議の上、実施すること。
- (6) 本業務終了後、1週間以内に実施報告書及び収支報告書を提出すること。

4 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、機構及び神戸市と綿密な打ち合わせを行うこと。
- (2) デモデイの開催にあたっては、下記の事項を踏まえて内容を企画すること。
 - ・ デモデイをセミクローズド（招待制）とする場合、招待者の範囲については機構及び神戸市と協議すること。
 - ・ 審査員候補者、ファイナリストの選定にあたっては、事前に機構、神戸市と協議すること。
- (3) 本業務の実施に要する経費は、本業務の委託費を充てるほか、必要な経費については機構及び神戸市と協力して協賛企業を募り、財源を確保すること。なお、確保した財源が本プログラムの実施に要する経費を超える場合は、その用途について機構、神戸市と協議すること。
- (4) 本プログラムに関連する著作物の制作については、スケジュールに余裕を持って機構、神戸市と協議すること。
- (5) 本業務の責任者及び機構との窓口となる担当者を配置すること。
- (6) 本業務の遂行にあたっては、神戸医療産業都市のポテンシャルを最大限に活かし、目標を達成すること。
- (7) 本業務の実施に伴い発生した一切の著作権は、原則として機構に帰属する。なお、本業務に関連して受託者が制作したロゴ、広報資料等の著作権については受託者に留保され、本業務の目的の範囲内において機構はこれらを自由に使用できるものとする。
- (8) 仕様書に定めのない事項、または記載事項に疑義が生じたときは、機構と協議の上、決定するものとする。